

# 熊本県公報

第12166号  
平成24年11月20日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( 〃 ) 1
- 素材売払代金の収納の事務…………… (森林整備課) 2
- 種畜検査証明書の返納…………… (畜産課) 2
- 臨時種畜検査の実施…………… ( 〃 ) 2
- 公有水面埋立免許…………… (漁港漁場整備課) 2

**公 告**

- 平成25年度及び平成26年度指名願受付及び技術事項等評価項目申請受付(県内工事)…………… (監理課) 3
- 平成25年度指名願受付(県外工事)…………… ( 〃 ) 5
- 平成25年度指名願受付(測量・建設コンサルタント業務等)…………… ( 〃 ) 8
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 11
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( 〃 ) 11
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( 〃 ) 11
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( 〃 ) 12

**登 載 依 頼**

- 熊本県森林審議会の開催…………… (熊本県森林審議会) 12
- 平成24年度第1回有明地域保健医療推進協議会の開催…………… (有明地域保健医療推進協議会) 12

## 告 示

**熊本県告示第1213号**  
介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成24年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ハートケア熊本 葦北郡芦北町大字花岡1661-1	有限会社南州メディカル	平成24年12月1日

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ハートケア熊本 葦北郡芦北町大字花岡1661-1	有限会社南州メディカル	平成24年12月1日

**熊本県告示第1214号**  
介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成24年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ハートケア熊本 葦北郡芦北町大字花岡1661-1	有限会社南州メディカル	平成24年12月1日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ハートケア熊本 葦北郡芦北町大字花岡1661-1	有限会社南州メディカル	平成24年12月1日

熊本県告示第1215号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により次のとおり物品売払代金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。  
平成24年11月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 委託の内容  
平成24年度森林・林業再生モデル事業第2号業務委託による素材売払代金の収納の事務
- 2 委託の相手方  
熊本市中央区新屋敷一丁目5番4号 熊本県森林組合連合会
- 3 委託する日  
平成24年11月9日から平成25年3月25日まで

熊本県告示第1216号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により農林水産大臣から種畜証明書が返納された旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。  
平成24年11月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

種畜の名前 (種畜証明書番号)	種畜及び品種	飼養者の住所及び氏名又は名称	返納理由
波光重 (11238399119)	肉用牛 褐毛和種	熊本県阿蘇市赤水450 赤水牧野組合	死亡のため

熊本県告示第1217号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第2条第2項の規定により告示する。  
平成24年11月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 実施の目的  
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象  
家畜改良増殖法第4条に規定する馬
- 3 検査の期日及び場所

検査日時	検査場所	検査対象家畜
平成24年12月13日(木) 午前9時	阿蘇郡西原村	馬1頭

熊本県告示第1218号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により公有水面埋立を免許したので、同法第11条の規定により次のとおり告示する。  
平成24年11月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 免許年月日  
平成24年11月12日
  - 2 出願者の住所及び氏名  
上天草市大矢野町上1514番地 大道漁港管理者 上天草市  
上天草市大矢野町上1514番地 道路管理者 上天草市
- (1)位置

上天草市龍ヶ岳町大道字名剪1531の1、1528の4、1528の2、1528の1、1526、1525に隣接する道路地先並びに宇葛崎1231の2、1231の3、1231の1、1230の6、1230の1及びこれらの区域に介在する道路地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑳の地点までを順次直線で結んだ線及び⑳の地点と①の地点を結ぶ平成24年春分の日における満潮位（DL+3.66メートル）の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 唐網代鼻灯台（北緯32度22分36秒、東経130度21分18秒）から350度31分15秒976.148メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から296度58分40秒 14.605メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から26度58分40秒 4.500メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から26度58分40秒 14.000メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から116度58分40秒 1.000メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から26度58分40秒 5.800メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から296度58分40秒 1.000メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から26度58分40秒 24.200メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から116度58分40秒 1.000メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から26度58分40秒 5.800メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から296度58分40秒 1.000メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から26度58分40秒 26.400メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から116度58分40秒 1.000メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から26度58分40秒 5.800メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から296度58分40秒 1.000メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から26度58分40秒 18.000メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から116度58分40秒 2.300メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から26度58分40秒 25.140メートルの地点
- ⑳の地点 ⑱の地点から296度58分40秒 2.300メートルの地点
- ㉑の地点 ⑱の地点から26度58分40秒 4.748メートルの地点

(3) 面積

4,455.65平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

上天草市龍ヶ岳町大道字名剪1531の1、1528の4、1528の2、1528の1、1526、1525に隣接する道路地先並びに宇葛崎1231の2、1231の3、1231の1、1230の6、1230の1及びこれらの区域に介在する道路地先並びに宇葛崎1230の1に隣接する無番地地先公有水面

(2) 区域

次のあ)の地点からう)の地点までを順次直線で結んだ線及びう)の地点とあ)の地点を結ぶ平成24年春分の日における満潮位（DL+3.66メートル）の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- あ)の地点 唐網代鼻灯台（北緯32度22分36秒、東経130度21分18秒）から350度09分42秒971.011メートルの地点
- い)の地点 あ)の地点から296度58分40秒 33.485メートルの地点
- う)の地点 い)の地点から26度58分40秒 157.285メートルの地点

(3) 面積

7,737.16平方メートル

5 埋立地の用途

- 漁港施設用地
- 道路用地

公 告

熊本県公告第601号

平成25年度及び平成26年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の競争入札への参加に必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請の方法等について、次のとおり公告する。

平成24年11月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

第1 平成25・26年度熊本県工事入札参加者資格審査申請について

1 申請の対象者

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 平成25年度及び平成26年度において熊本県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者で、熊本県内に主たる営業所を有する者
- (2) 平成24年度の経営事項審査を完了した者（経営規模等評価申請書（建設業法施行規則別記様式第25号の11）に審査済印があること。）

2 申請の受付

- (1) 申請の方法
  - 申請に当たっては、郵送、持参又は電子申請のうちいずれかの方法を選択すること。（いずれの方法でも可。）
  - ア 郵送（簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）
  - イ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。）
  - ウ 電子申請（熊本県・市町村電子申請受付システム「よろず申請本舗」により申請するものとし、提出書類については、簡易書留により別途郵送又は持参すること。）

<https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-jportal/kumamoto/>

(2) 受付期間及び提出先

- ア 郵送の場合
  - 受付期間 平成25年1月10日（木）から平成25年1月21日（月）まで（平成25年1月21日の消印有効）
- イ 持参の場合
  - 受付期間 平成25年1月15日（火）から平成25年1月21日（月）まで
  - 受付時間 午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
  - 受付場所 熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室
- ウ 電子申請の場合
  - 受付期間 平成24年12月3日（月）から平成25年1月21日（月）まで（郵送書類は平成25年1月21日の消印有効）
  - 郵送書類の送付先 〒862-8570（県庁専用郵便番号）  
熊本県中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部監理課建設業班

3 提出書類及び提出部数

- (1) 平成25・26年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事）2部  
ただし、電子申請の場合は、当該様式に代えてインターネット申請時に印刷できる帳票（申請書）を郵送により1部提出すること。
- (2) 個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書 1部
- (3) 使用印鑑届（電子申請の場合のみ） 1部

第2 平成25・26年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請について

1 申請の対象者

平成24年度に、「平成25・26年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書」を提出し、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及びほ装工事のいずれかを希望した建設業者のうち、第2の3の(1)アからタまでの項目のいずれかに該当するものがある者

2 申請の受付

- (1) 申請の方法
  - 申請に当たっては、郵送又は持参のいずれかの方法を選択すること。
  - ア 郵送（簡易書留に限る。）
  - イ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者に限る。）
- (2) 受付期間及び提出先
  - ア 郵送の場合
    - 受付期間 平成24年12月3日（月）から平成25年1月21日（月）まで（平成25年1月21日の消印有効）
    - 送付先 〒862-8570（県庁専用郵便番号）  
熊本県中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部監理課建設業班
  - イ 持参の場合
    - 受付期間 平成24年1月10日（木）から平成25年1月21日（月）まで
    - 受付時間 午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
    - 受付場所 熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室

3 提出書類及び提出部数

- (1) 平成25・26年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請書。ただし、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事又はほ装工事のいずれかの競争入札に参加しようとする者で、アからタまでの項目に該当するもののみ提出すること。 2部
  - ア 平成23年1月から平成24年12月までの間に、熊本県が発注した工事について、契約後VE提案が採択された実績のある者
  - イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく法定雇用率が適用される業者で平成24年6月1日現在において法定雇用率を達成している者又は法定雇用率が適用されない業者で障がい者を1人以上雇用している者
  - ウ 学校教育法に規定する学校又は専修学校を平成21年度、平成22年度又は平

- 成 23年度に卒業した者を採用し、平成24年9月30日において継続して常勤で雇用している者
  - エ 平成24年9月30日現在において、育児休業制度及び介護休業制度の両制度をいずれも就業規則等で定めている者
  - オ 平成23年1月から平成23年12月まで及び平成24年1月から平成24年12月までの間のいずれの期間にもボランティア活動の実績がある者、平成24年12月31日現在で保護観察者の協力雇用主の登録を行っている者又は平成24年9月30日現在で熊本県内市町村の消防団協力事業所の認定を受け、表示証の交付を受けている者
  - カ 平成24年9月30日現在において、エコアクション21の認証を取得している者
  - キ 平成23年1月から平成24年12月までの間に建設業以外の分野（以下「新分野」という。）に進出し、5百万円以上の支出を行った者又は新分野の事業を営む新会社の設立に伴い5百万円以上の支出を行った者
  - ク 平成24年9月30日現在において、熊本県又は熊本県内市町村と防災協定を締結している者
  - ケ 平成19年10月から平成24年9月までの間に取得したCPDSの単位（企業全体のもの）がある者
  - コ 平成20年1月から平成24年12月までの間に、特許権の設定登録又はNE-TIS（新技術情報提供システム）への登録又は熊本県土木部「新技術・新工法活用システム」への登録が行われた実績のある者
  - サ 平成23年1月から平成24年12月までの間に、大臣又は知事から表彰を受けた実績のある者
  - シ 平成24年9月30日現在において、舗装用機械を保有し施工体制を整えている者
  - ス 平成24年9月30日現在において、常勤性のある舗装施工管理技術者を雇用している者
  - セ 平成24年度に受審した経営事項審査の審査基準日以降に技術者に係る変更があった者
  - ソ 平成20年4月1日以降に企業合併等を行い、熊本県の合併特例措置の適用を受けている者
  - タ 平成10年4月1日から平成24年12月31日までの間に完成した公共工事で、高度な技術等を要する土木一式工事の施工実績がある者
- (2) 「技術事項等評価項目申請にあたっての留意事項」に基づく添付書類 1部
- 第3 資格審査及び結果通知
- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号）に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。
- 2 第1の3及び第2の3に掲げる提出書類に不足のある者並びに経営事項審査における総合評定値の請求を行っていない業種及び直近の経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書において「完成工事高」に実績がない業種については、申請を受け付けない。
- 3 審査の結果は平成25年3月末までに文書にて通知する予定である。
- 第4 入札参加者資格の有効期間  
今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、平成25年4月1日から次期の資格認定日の前日までとする。
- 第5 問合せ先
- 1 申請全般  
熊本県土木部監理課建設業班  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 電話096-333-2485
- 2 電子申請関係  
熊本県電子自治体コールセンター 電話096-334-1592

熊本県公告第602号

平成25年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする建設業者で、熊本県外に主たる営業所を有するものが、競争入札に参加するのに必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

平成24年11月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 申請の受付
- (1) 申請方法
- ア 郵送（簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）
  - イ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。）
- (2) 受付期間
- ア 郵送の場合

平成25年1月9日（水）から平成25年1月18日（金）まで（平成25年1月18日の消印有効）

イ 持参の場合

平成25年1月21日（月）から平成25年1月23日（水）まで

受付時間：午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

(3) 提出先

ア 郵送の場合

〒862-8570（県庁専用郵便番号）

熊本県土木部監理課建設業班（入札参加者資格申請・県外工事）

イ 持参の場合

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館10階1002会議室

※商号の頭文字により原則として受付日が異なる。

商号の頭文字	受付日（来庁日）	商号の頭文字	受付日（来庁日）
ア～サ行	1月21日（月）	タ～ハ行	1月22日（火）
マ～ワ行	1月23日（水）		

2 審査対象期間

平成23年10月1日から平成24年9月30日までの間に決算日が属する事業年度

3 提出書類及び提出部数

(1) 新規申請の場合（平成24年度及び平成25年度において入札参加者資格を有しない者）

	提出書類	様式
ア	入札参加者資格審査申請書＜県外工事＞ （正副1部ずつ計2部）	様式1
イ	審査対象期間に係る経営事項審査結果通知書の写し（正1部） ※審査時まで当該通知書の送付を受けてない者にあつては、審査済みの経営規模等評価申請書、工事種類別完成工事高、その他の審査項目（社会性）及び経営状況分析結果通知書の写し	
ウ	委任先がある場合にあつては、年間委任状（原本に限る。） （正1部） ※見積り、入札、契約締結、工事代金の受領等に関する権限委任の明示があること。	様式自由
エ	使用印鑑届出（原本に限る。）（正1部）	様式2
オ	現在有効な建設業許可に係る許可通知の写し（正1部）	
カ	委任先がある場合にあつては、受付済みの建設業許可申請書（建設業法施行規則別記様式第一号別紙二（1）若しくは（2））又は変更届出書（様式第二十二号の二（第二面））の写し（正1部）	
キ	誓約書兼申請者等調書（正1部）	様式3
ク	法人にあつては法人税と消費税及び地方消費税に未納がないという証明書、個人事業主にあつては申告所得税と消費税及び地方消費税に未納がないという証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式）（写し可）（正1部） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの	
ケ	熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあつては、熊本県税について未納がないことの証明書（熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）別記第28号様式） （写し可）（正1部） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの	
コ	申請日現在、熊本県入札参加者資格を有している者にあつては、本県が通知した競争入札参加者資格認定通知書の写し（正1部）	
サ	中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている者にあつては、中小企業庁発行の官公需適格組合証明書の写し及び組合員名簿（正1部）	

シ	個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書 (正副1部ずつ計2部)	別紙様式1
(2) 申請業種の変更の場合(平成24年度及び25年度において入札参加者資格を有している者で、新たな業種について競争入札参加を希望する者)		
	提出書類	様式
ア	入札参加者資格審査申請書<県外工事・申請業種の変更> (正副1部ずつ計2部)	様式1の2
イ	審査対象期間に係る経営事項審査結果通知書の写し(正1部) ※審査時まで当該通知書の送付を受けていない者にあつては、審査済みの経営規模等評価申請書、工事種類別完成工事高、その他の審査項目(社会性)及び経営状況分析結果通知書の写し	
ウ	現在有効な建設業許可に係る許可通知の写し(正1部)	
エ	委任先がある場合にあつては、受付済みの建設業許可申請書(建設業法施行規則別記様式第一号別紙二(1)若しくは(2))又は変更届出書(様式第二十二号の二(第二面)の写し(正1部)	
オ	誓約書兼申請者等調書(正1部)	様式3
カ	法人にあつては法人税と消費税及び地方消費税に未納がないという証明書、個人事業主にあつては申告所得税と消費税及び地方消費税に未納がないという証明書(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式)(写し可)(正1部) ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの	
キ	熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあつては、熊本県税について未納がないことの証明書(熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)別記第28号様式)(写し可)(正1部) ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの	
ク	申請日現在、熊本県入札参加者資格を有している者にあつては、本県が通知した競争入札参加者資格認定通知書の写し(正1部)	
ケ	個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書 (正副1部ずつ計2部)	別紙様式1

特記事項

- 1 書類は、アからシまで(変更はアからケまで)の順番で、黄色のA4のフラットファイルに綴り、当該フラットファイルの表紙及び背表紙に「25新規」又は「25変更」の別、商号及び振り仮名を明記すること。
- 2 郵送による申請をする場合にあつては、申請書(副)の返信用として、切手を貼付した封筒(長形3号(定型)、80円切手貼付)を同封すること。
- 4 資格審査及び結果通知
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要項(平成15年熊本県告示第221号)に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。ただし、3に掲げる提出書類((1)イ(2)クを除く)に不足がある場合のほか、次に掲げる業種については資格審査の申請を受け付けない。
    - ア 直近の経営事項審査結果通知書において「完成工事高」に実績がない業種
    - イ 委任先(熊本県と契約を締結する権限を有する営業所)に許可がない業種
    - ウ 事業協同組合、協同組合、共同企業体等(以下「事業協同組合等」という。)の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている場合は、この限りでない。
  - (2) 審査の結果は、平成25年3月末までに文書で通知する予定である。
- 5 入札参加者資格の有効期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 6 注意事項
  - (1) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所(主たる営業所を含む。)は、1か所のみ申請することができるものとする。例えば、「土木一式工事は本店、建築一式工事は支店で契約する」という申請はできない。
  - (2) 入札参加者資格申請書又は添付書類の重要な事項について、虚偽の申請をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、当該者に対しては、資格の認定はしない。

7 その他  
申請に用いる様式等詳細については、熊本県公式ホームページにおいて情報提供を行う。

8 問合せ先  
〒862-8570 (県庁専用郵便番号)  
熊本県土木部監理課建設業班 電話 096-333-2485  
FAX 096-381-5404

熊本県公告第603号

平成25年度において熊本県が発注する測量、建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする建設業者で、熊本県外に主たる営業所を有するものが、競争入札に参加するのに必要な資格(以下「入札参加者資格」という。)の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

平成24年11月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 申請の受付
  - (1) 申請方法
    - ア 郵送(簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。)
    - イ 持参(持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。)
  - (2) 受付期間
    - ア 郵送の場合  
平成25年1月9日(水)から平成25年1月18日(金)まで(平成25年1月18日の消印有効)
    - イ 持参の場合  
平成25年1月21日(月)から平成25年1月23日(水)まで  
受付時間:午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
  - (3) 提出先
    - ア 郵送の場合  
〒862-8570 (県庁専用郵便番号)  
熊本県土木部監理課建設業班 (入札参加者資格申請:測量・コンサルタント)
    - イ 持参の場合  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館10階1002会議室  
※商号の頭文字により原則として受付日が異なる。

商号の頭文字	受付日(来庁日)	商号の頭文字	受付日(来庁日)
ア～サ行	1月21日(月)	タ～ハ行	1月22日(火)
マ～ワ行	1月23日(水)		

2 審査対象期間  
平成23年10月1日から平成24年9月30日までの間に決算日が属する事業年度。ただし、新規設立法人で平成24年9月30日から申請時までには第1期の決算を終える者については、当該事業年度を審査対象とする。

- 3 受付業種
  - (1) 測量業務
  - (2) 建築関係建設コンサルタント業務
  - (3) 土木関係建設コンサルタント業務
  - (4) 地質調査業務
  - (5) 補償関係コンサルタント業務
  - (6) 白あり駆除関係業務

なお、(1)から(5)までの業務の詳細な分類については、入札参加者資格審査申請書<測量・建設コンサルタント等>(様式1)を参照すること。

- 4 提出書類及び提出部数
  - (1) 新規申請の場合(平成24年度及び平成25年度において入札参加者資格を有しない者)

	提出書類	様式
ア	入札参加者資格審査申請書<測量・建設コンサルタント等> (正副1部ずつ計2部)	様式1
イ	測量・建設コンサルタント等資格審査申請書別表(正1部)	様式2
ウ	委任先がある場合にあっては、年間委任状(原本に限る。) (正1部)	様式自由



	※見積り、入札、契約締結、工事代金の受領等に関する権限委任の明示があること。	
エ	使用印鑑届出（原本に限る。）（正1部）	様式3
オ	誓約書兼申請者等調書（正1部）	様式4
カ	登録証明書等の写し（正1部） (ア) 測量業務の申請者 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録を証する書面の写し (イ) 建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）の申請者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録を証する書面の写し (ウ) その他の業種の申請者 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）、地質調査業者登録規定（昭和52年建設省告示第718号）、補償コンサルタント登録規定（昭和59年建設省告示第1341号）、及び不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第24条の規定による登録がある者は、登録を証する書面の写し	
キ	測量等実績調査（正1部）	様式5
ク	技術者資格等一覧表（正1部）	様式6
ケ	技術者経歴書（正1部）	様式7
コ	法人にあつては、商業登記簿の写し、個人事業主にあつては、市町村発行の身分（身元）証明書の写し（正1部） ※発行後、3か月以内のもの。	
サ	法人にあつては法人税と消費税及び地方消費税に未納がないという証明書、個人事業主にあつては申告所得税と消費税及び地方消費税に未納がないという証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式）（写し可）（正1部） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの	
シ	熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあつては、熊本県税について未納がないことの証明書（熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）別記第28号様式）（写し可）（正1部） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの	
ス	申請日現在において、ISO9000又は14000シリーズの認証を受けている場合にあつては、申請日現在において有効な審査登録証（ISOの認証機関である財団法人日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関が認定した審査登録機関が発行したもの）等の写し（正1部） ※委任先がある場合には、委任先が登録範囲に含まれていることが分かる書類（付属書・組織図等）を添付すること。	
セ	申請日現在、熊本県入札参加者資格を有している者にあつては、本県が通知した競争入札参加者資格認定通知書の写し（正1部）	
ソ	中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている者にあつては、中小企業庁発行の官公需適格組合証明書の写し及び組合員名簿（正1部）	
タ	個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書（正副1部ずつ計2部）	別紙様式1

(2) 申請業種の変更の場合（平成24年度及び25年度において入札参加者資格を有している者で、新たな業種について競争入札参加を希望する者）

	提 出 書 類	様 式
ア	入札参加者資格審査申請書<測量・建設コンサルタント等、申請業種の変更> (正副1部ずつ計2部)	様式1の2
イ	測量・建設コンサルタント等資格審査申請書別表 (正1部)	様式2
ウ	誓約書兼申請者等調書 (正1部)	様式4
エ	登録証明書等の写し (正1部) (ア) 測量業務の申請者 測量法 (昭和24年法律第188号) 第55条の規定による登録を証する書面の写し (イ) 建築関係建設コンサルタント業務 (建築一般) の申請者 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第23条の規定による登録を証する書面の写し (ウ) その他の業種の申請者 建設コンサルタント登録規定 (昭和52年建設省告示第717号)、地質調査業者登録規定 (昭和52年建設省告示第718号)、補償コンサルタント登録規定 (昭和59年建設省告示第1341号)、及び不動産の鑑定評価に関する法律 (昭和38年法律第152号) 第24条の規定による登録がある者は、登録を証する書面の写し	
オ	測量等実績調書 (正1部) ※新たに申請する業種に限る。	様式5
カ	技術者資格等一覧表 (正1部) ※新たに申請する業種に限る。	様式6
キ	技術経歴書 (正1部) ※新たに申請する業種に限る。	様式7
ク	法人にあっては法人税と消費税及び地方消費税に未納がないという証明書、個人事業主にあっては申告所得税と消費税及び地方消費税に未納がないという証明書 (国税通則法施行規則 (昭和37年大蔵省令第28号) 別紙第9号書式) (写し可) (正1部) ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの	
ケ	熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあつては、熊本県税について未納がないことの証明書 (熊本県税条例施行規則 (昭和30年熊本県規則第4号) 別記第28号様式) (写し可) (正1部) ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの	
コ	申請日現在、熊本県入札参加者資格を有している者にあつては、本県が通知した競争入札参加者資格認定通知書の写し (正1部)	
サ	個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書 (正副1部ずつ計2部)	別紙様式1

特記事項

- 1 書類は、アからタまで (変更はアからサまで) の順番で、熊本県内業者は青色の、熊本県外の業者はピンク色のA4のフラットファイルに綴り、当該フラットファイルの表紙及び背表紙に「25新規」又は「25変更」の別、商号及び振り仮名を明記すること。
  - 2 郵送による申請をする場合にあつては、申請書 (副) の返信用として、切手を貼付した封筒 (長形3号 (定型)、80円切手貼付) を同封すること。
- 5 資格審査及び結果通知
- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。ただし、4に掲げる提出書類 ((1)セ(2)コを除く。) に不足がある場合のほか、次に掲げる業種については資格審査の申請を受け付けない。  
ア 審査対象期間に含まれる決算日から直前の2か年において実績がない業種 (希望する業種が属する、申請書の大分類の中のいずれかに実績があることが必要)

- イ 測量法第55条の規定による登録がない場合の測量業務  
ウ 建築士法第23条の規定による登録がない場合の建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般
- エ 事業協同組合、協同組合、共同企業体等（以下「事業協同組合等」という。）の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている場合は、この限りでない。
- (2) 審査の結果は、平成25年3月末までに文書で通知する予定である。
- 6 入札参加者資格の有効期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 7 注意事項
- (1) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所（主たる営業所を含む。）は、1か所のみ申請することができるものとする。例えば、「土木関係建設コンサルタントは本店、建築関係建設コンサルタントは支店で契約する」という申請はできない。
- (2) 入札参加者資格申請書又は添付書類の重要な事項について、虚偽の申請をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、当該者に対しては、資格の認定はしない。
- 8 その他  
申請に用いる様式等詳細については、熊本県公式ホームページにおいて情報提供を行う。
- 9 問合せ先  
〒862-8570（県庁専用郵便番号）  
熊本県土木部監理課建設業班 電 話 096-333-2485  
FAX 096-381-5404

**熊本県公告第604号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成24年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字上長塚4955番82及び同4955番83  
370.10平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字津久礼136番地4 プラスドベールA101号室  
西田 稜

**熊本県公告第605号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成24年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市幾久富字建山1909番38及び同1909番39  
3,579.43平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
福岡県北九州市小倉北区下到津四丁目9番2号  
東宝ホーム株式会社

**熊本県公告第606号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成24年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字南沖野5651番1、同5651番3、同5651番4、同5651番6、同5651番7、同5651番8、同5651番9及び同5651番11  
2,655.74平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池市西寺1766番地1  
NPO法人チャイルドサポートきくち

**熊本県公告第607号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字野田原4574番1及び同4574番12  
1, 887.92平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市北区鶴羽田一丁目12番24号  
有限会社 菊南プラザ不動産

**登載依頼****熊本県森林審議会公告第1号**

熊本県森林審議会を、次のとおり開催します。

平成24年11月20日

熊本県森林審議会 会長 長嶺 興也

- 1 開催日時  
平成24年11月27日（火）  
午後1時30分から
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題  
(1) 球磨川地域森林計画（案）について  
(2) 地域森林計画変更計画（案）について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県森林審議会事務局（熊本県農林水産部森林局森林整備課森林計画班）  
（096-333-2434）

**有明地域保健医療推進協議会公告第1号**

平成24年度第1回有明地域保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成24年11月20日

有明地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時  
平成24年11月28日（水）午後1時半から
- 2 開催場所  
玉名市民会館第1会議室（熊本県玉名市岩崎152番地2）
- 3 議題  
(1) 第6次有明地域保健医療計画について  
ア 第1回救急医療専門部会の開催報告  
イ 第1回有明地域保健医療計画検討専門部会の開催報告  
ウ 意見交換  
(2) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県玉名市岩崎1004-1  
有明地域保健医療推進協議会事務局（熊本県有明保健所総務企画課内）  
（電話0968-72-2184）